



住宅耐震改修計画策定費補助

1. 住宅耐震改修計画策定費補助について

この制度では、住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定（補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定）にかかる経費に対し、補助金を交付します。

2. 補助金の対象について

① 対象となる経費（別表第5関係）

- ☐ 補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費

② 対象者（別表第5関係）

次の要件をすべて満たす方

- ☐ 市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗部分の床面積が延べ面積の 1/2 未満）を含む。）のうち、安全性が低いと診断されたものを所有する者（所有者が 65 歳以上の高齢者の場合、その者の 2 親等以内の親族）

* 「安全性が低いと診断されたもの」とは、次のいずれかに該当するもの

ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの

イ 平成 12～14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低い（木造戸建住宅の場合は、評点が 1.0 未満）と判断されたもの

- ☐ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅の所有者

③ 対象となる住宅（第4条関係）

次のいずれにも該当しない住宅

- ☐ 建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅
- ☐ 建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

④ その他の要件（第4条関係）

- ☐ 耐震改修計画策定は建築士法第 2 条に規定する建築士が行うものであること
- ☐ 上記建築士は、建築士法第 23 条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務していること

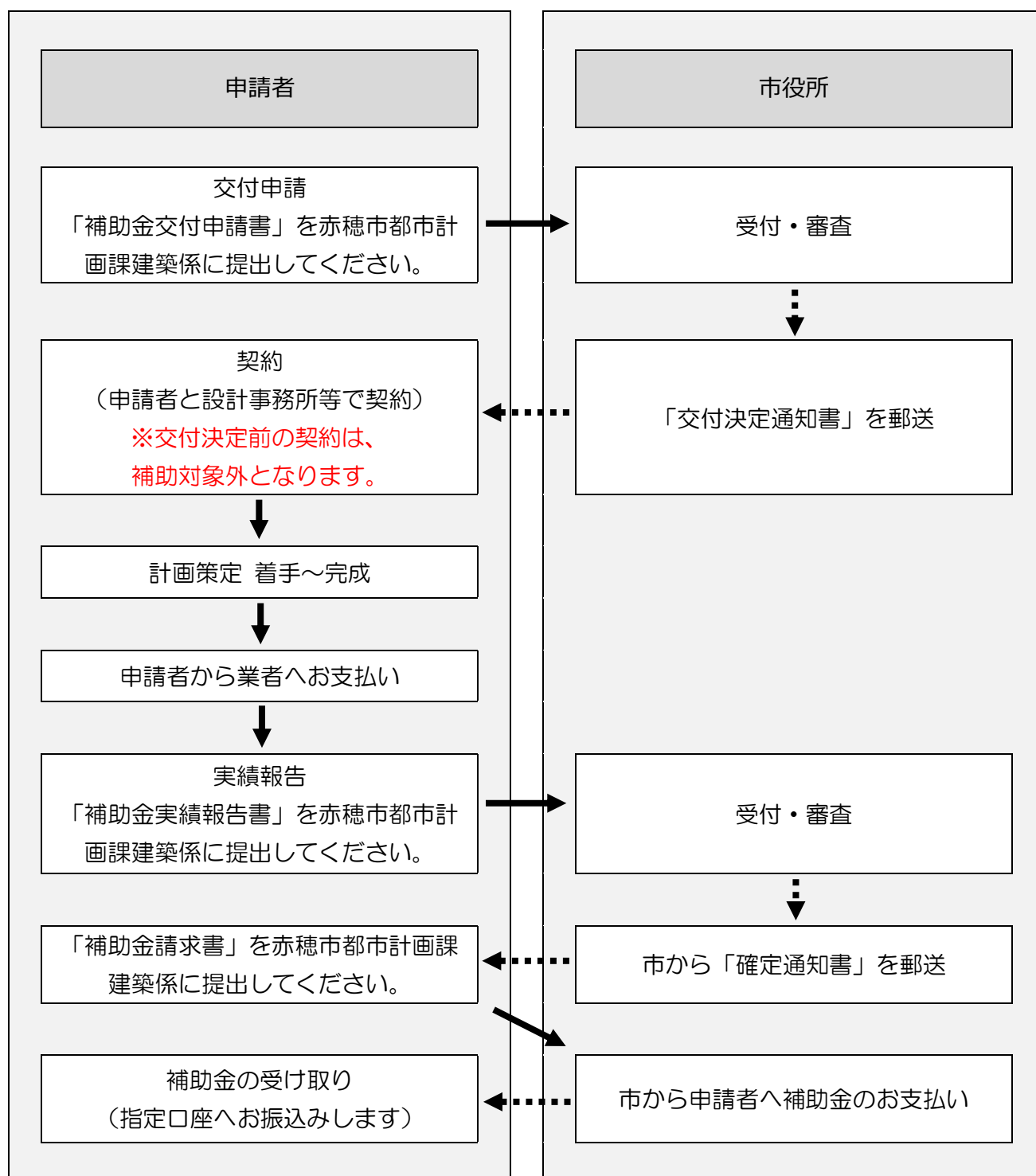
3. 補助金額

対象となる費用の 2/3（戸建住宅の場合：上限 20 万円）

- * 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認でき、耐震改修計画の策定を実施しない場合は、上限 戸建住宅の場合：3 万 3,000 円



4. 補助金交付までの流れ



* 交付決定通知後に事業内容の変更があった場合は、別途変更手続等が必要です。



5. 申請書類等について

交付申請、実績報告に必要な様式は市ホームページでダウンロードすることができます。

① 交付申請 提出書類一覧

- ☐ チェックシート
- ☐ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 様式第耐震1－1号（耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書）
- ☐ 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し
 - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
 - (2) 住宅の登記事項証明書
 - (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）
 - (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類
- ☐ 住宅の付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)
- ☐ 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書
- ☐ 申請者の本人確認書類（写し）
- ☐ 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類
 - (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類
 - (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類
 - (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類
 - (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類
- ☐ 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）

※住宅所有者と年齢（生年月日）が分かる書類（二親等以内の親族が申請する場合に限る。）

□運転免許証、年金手帳、マイナンバーカードの表面等の写し

※住宅所有者と申請者の関係が分かる書類（二親等以内の親族が申請する場合に限る。）

□戸籍謄本又は抄本・第三者による任意の証明書のいずれか



② 実績報告 提出書類一覧

- ☐ チェックシート
- ☐ 補助事業実績報告書（様式第7号）
- ☐ 様式第耐震2号（補助金算定・精算書）
- ☐ 耐震改修工事費用の見積書
- ☐ 交付決定通知書の写し
- ☐ 様式第耐震3号（耐震診断報告書）
- ☐ 住宅耐震改修に係る図書
 - (1) 付近見取り図
 - (2) 配置図
 - (3) 平面図、立面図（耐震改修前後）
 - (4) その他耐震改修計画内容が確認できる図書
- ☐ 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し等
- ☐ 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し
- ☐ 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
- ☐ 補助金請求書（様式第9号）